

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19730073
 研究課題名（和文） 情報の帰属と流通・利用をめぐる民事法的規律のあり方
 研究課題名（英文） A Property Rights Approach to Information
 研究代表者
 岩藤 美智子（IWADO MICHIKO）
 岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授
 研究者番号：70324564

研究成果の概要（和文）

：情報請求権・情報提供義務の具体的な存否判断は、当事者の情報取得利益と秘匿利益（プライバシー・刑事訴追可能性・営業秘密・第三者に対する守秘義務）との利益衡量によって判断されること、その際、当事者間の法律関係の性質と、当該情報の果たす機能とに応じて異なる規律の妥当することが明らかとなった。また、信認関係法理は、いわゆるソフトな資産についても一種の財産権を観念することによって、その帰属の保護と利用の確保のバランスを取ることが可能とするものであるが、妥当領域に限界があることが明らかとなった。

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	600,000	3,700,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：情報提供義務、信認関係、財産権、忠実義務、善管注意義務

1. 研究開始当初の背景

（1）私人の従事する取引の仕組みや、その対象となる物の性質が複雑なものとなり、かつ、高度に専門化・分業化の進んだ現代社会において、法律関係の当事者の各々が、自ら保有している情報を自ら利用するのに任せるのではなく、情報を保有している者による、情報を保有していない者に対する情報開示を義務づけることが必要かつ妥当な場合のあることは、広く認識されている。その一方で、情報保有者の情報秘匿利益の

保護については、わが国においては、必ずしも十分に議論されているとはいえない状況にある。

（2）情報に特徴的な性質として、開発に多くの費用がかかる場合であっても、その流通は比較的安価に行うことができ、対価を支払わない者による利用（フリーライド）の防止は極めて困難であるという性質（いわゆる公共財としての性質）を挙げることができる。また、ひとたび開示されると、原状回復が不可能なだけでなく、際限なく流布する可能性

がある。

このような特性に鑑みると、当事者間に情報格差があれば、それを平準化するという発想ではなく、情報開発者・保有者の秘匿利益と、情報へのアクセスの「利益との適切な衡量が必要不可欠である。

(3) わが国においては、情報を含む無体物を対象として所有権法が十分に発展しておらず、かつ、契約成立段階のものを除いて、法律関係の当事者間での情報のやり取りについて、十分な議論の蓄積があるとはいえない状況にある。

従って、このような研究の必要性はとりわけ高いといえることができる。

(4) わが国において、民事の法律関係における情報流通をめぐる規律については、従来から、契約締結過程における情報提供義務、説明義務、インフォームド・コンセントなどに関して論じられている。また、近時は、錯誤・詐欺法理も情報流通を規律するものとして位置づけられてはいる。

しかしながら、情報の構造的格差と情報を有しない者の利益の保護が強調される反面で、一般に、秘匿利益への関心は希薄である(平井宜雄『債権総論(第二版)』(1994年)52頁-53頁)。

(5) 本研究は、情報開発者・保有者の利益にも配慮しつつ、情報の帰属・保護と流通・利用をめぐる法的諸問題を横断的・総合的に取り扱うものである。

このようなものの先駆けとして、吉田邦彦「情報の利用・流通の民事法的規制」ジュリスト1126号(1998年)185頁-192頁があるが、具体的な規律の内容は示されておらず、各論的課題の検討は、今後の宿題とされている。

(6) さらに、民事訴訟における当事者間の情報流通については、例えば、畑瑞穂「模索的証明・事案解明義務論」鈴木正裕古稀『民事訴訟法の史的展開』(2002年)607頁-640頁がある。また、実体法上の事後の情報提供義務(報告義務・顛末報告義務)についてのものとして、岩藤美智子「ドイツ法における報告義務と顛末報告義務—他人の事務を処理する者の事後の情報提供義務の手がかりを求めて—(1)~(4・完)」彦根論叢327号(2000年)177頁-199頁、328号(2000年)125頁-149頁、331号(2001年)185頁-210頁、337号(2002年)97頁-117頁がある。

本研究は、後者の成果を基礎としつつ、アメリカ法からの示唆も得て、情報の帰属という視点を加えて、議論を展開し、さらに、訴訟法上の議論との架橋を図り、両局面に連続的な規律の解明を試みるものである。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、情報の財産的価値に着目し、その帰属(所有)という観点から、情報開発者・保有者の秘匿利益の保護を基礎づけつつ、相手方の情報取得利益との具体的な衡量のあり方を明らかにすることを目的とするものである。

(2) 具体的には、以下のことを目的とする。

① わが国において、情報の帰属と利用に関して具体的に生じている問題を明らかにし、その問題構造を分析する。

② 同様の問題について、ドイツ、アメリカでは、どのような規律がだとうしているのか、その基礎にある考え方は、どのようなものであるのかを明らかにする。

情報開発者・保有者の秘匿利益と、相手方の情報取得利益との双方を考慮して、情報提供義務・情報請求権の具体的な存否判断の規律が示されているドイツ法の議論を参考にする。

情報開発へのインセンティブを高め、適正な量の情報生産を促すことが社会的にも望ましいという発想の下で、情報の財産的価値に着目し、その帰属(所有)という視点から保護を基礎づける考え方が示されているアメリカ法における議論を検討対象とする。

③ 情報について、当事者それぞれの有する利益、及び、現代における情報の有する社会的価値に鑑みると、情報の帰属と利用をめぐる民事法的な規律の内容は、どのような考え方を指針として定めるのが妥当であるのかを明らかにする。

④ わが国において、そのような規律内容を基礎付けるのに適切な、法律構成は、どのようなものであるのかを検討する。

3. 研究の方法

(1) 情報開発者・保有者の秘匿利益と、相手方の情報取得利益との衡量のあり方を探るために、ドイツ法における情報請求権・情報提供義務についての議論を検討する。とりわけ、秘匿利益として、プライバシー、刑事訴追可能性、営業秘密、第三者に対する守秘義務をあげ、典型的に検討するMohrenfels(*Abgeleitete Informationsleistungspflichten im deutschen Zivilrecht, Habil., 1986*)や、Stuerner(*Die Aufklärungspflicht der Parteien des Zivilprozesses, Habil., 1976*)等の見解、及び、裁判例における具体的規律の内容を対象に考察を加える。

これと関連して、民事訴訟法上の証言拒絶権、当事者尋問を拒む場合の効果についても検討する。

さらに、訴訟前は実体法、提訴後は訴訟法という従来の議論の枠組みとは異なる分析

視角を得るために、事案解明義務論についても考察する。

(2) 情報開示義務の存否判断において、情報取得コストを顧慮する Kronman(*Mistake, Disclosure, Information and the Law of Contracts*, 7 J. Leg. Stud. 1(1978))の見解をはじめとして、情報開発へのインセンティブに着目する議論を、功利主義とインセンティブ論との関係にも配慮しつつ、検討する。具体的問題領域として、例えば、インサイダー取引について、情報開発への投資を阻害すべきでないとして禁止に反対する Mann(*Insider Trading and the Stock Market*, 1966)や、Easterbrook(*Insider Trading, Secret Agents, Evidentiary Privileges and the Production of Information*, 1981 Supreme Court Rev.309)など法の経済分析論者の見解に考察を加える。

さらに、戦略的情報非開示による非効率を防止するために、任意での情報開示を前提とする、特約による可否の対象としての任意規定(ペナルティー・デフォルト)という考え方(Ayres&Gertner, *Filling Gaps in Incomplete Contracts*, 99 Yale L. J.87(1989))と、それが妥当する局面についても検討する。

(3) 情報の帰属(所有)という発想を基礎づけるために、Property rules と Liability rules についての議論(Calabresi& Melamed, *Property Rules, Liability Rules, and Inalienability*, 85 Harv. L. Rev. 1089; Merges, *Of Property Rules, Coase and Intellectual Property*, 94 Colum. L. Rev. 2655(1994))を検討し、前者が適合的なもののような場合かを明らかにする。

また、いわゆるコモンズの悲劇(Hardin, *The Tragedy of the Commons*, 57 Am. Econ. Rev. Pap.&Proc. 347(1967))とアンチコモンズの悲劇(Heller, *The Tragedy of Anticommons*, 111 Harv. L. Rev. 621(1998))についての議論を考察し、知的財産権等による情報開発へのインセンティブ付与と情報の仮称利用の問題を分析し、その解決方法について検討する。

(4) 金銭や設備などのハードな資産だけでなく、情報・機会・能力・時間といった、いわゆるソフトな資産についても、一種の財産権の割り当てによって、当事者間(本人: Principal と受託者: Fiduciary)での分配・帰属を規律する機能を有する信託関係法理についての考察を加える。その一環として、営業秘密の保護と利用をめぐる議論や、会社の機会の法理(Brudney&Clak, *A New Look at Corporate Opportunities*, 94 Harv. L. Rev.997(1981))について検討する。

また、不完備契約の下では、資産について

の権利の分配が、当事者の投資インセンティブに影響を及ぼし、効率性を左右するという経済理論(Hart, *Firms, Contracts and financial Structures*, 1995)についても考察する。

(5) インフォームド・コンセントについて、押し付けの自己決定に反対する立場から、その有効性について疑問を呈する見解

(Schneider, *Bioethics with a Human Face, Symposium: Emerging Paradigmes in Bioethics*, 69 Ind. L. J.1075(1994))及び、提供されるべき情報内容の裁判例による拡張状況について分析を加える。具体的問題として、医師の個人情報の開示とプライバシー保護、患者の情報取得利益と、「医師の職業的守秘義務、憲法上の自己負罪特権との衡量のあり方について、考察する。

さらに、カルテの閲覧・開示請求権を基礎づける種々の法律構成(財産権、契約、信託関係)についても検討を加える。

(6) アメリカ民事情報手続におけるプリーディング(訴状、答弁書の交換)、ディスカバリー(情報開示請求)、とりわけ、ディスクロージャー(自発的情報開示)、デポジション(証言録取)について、手続的正義と効率性の観点から検討する見解(Bone, *The Economics of Civil Procedure*, 2003)をとりあげて考察する。

また、当事者の認知的限界を前提として、行動科学の知見に基づく議論(Sunstein ed., *Behavioral Law and Economics*, 2000)についても検討を加える。

(7) 錯誤・詐欺法理も含めて情報流通をめぐる規律について、学説の議論状況及び裁判例における具体的規律の内容を分析する。

また、不正競争防止法による営業秘密の保護、プライバシー、名誉毀損をめぐる議論状況についても検討を加える。

さらに、民事訴訟法上の主張・証明責任論(要件事実論)、模索的証明、事案解明義務論、文書提出義務論についても考察する。

以上の成果をとりまとめ、わが国における情報の帰属と流通・利用をめぐる、あるべき民事法的規律の内容を検討する。

(8) 研究成果を取りまとめ、研究会で報告する。さらに、そこでの議論もふまえて、研究課題に関する論文を執筆し、公表する。

4. 研究成果

(1) ドイツ法の研究をとおして、情報請求権・情報提供義務の具体的な存否は、当事者の情報取得利益と秘匿利益(プライバシー、刑事訴追可能性、営業秘密、第三者に対する守秘義務)との利益衡量によって判断されるべきこと、その際、当事者間の法律関係の性

質と、当該情報が果たす機能（事務処理内容へのコントロール、主請求準備）に応じて、異なる規律が妥当すべきことが明らかとなった。

(2) アメリカの第三次信託法リステイトメントの規律内容を検討することを通して、客観的に利益相反に該当する行為が行われたことが示されれば、それ以上の長蛇は行われることなく、原則として忠実義務違反と判断されるという規律(no further inquiry rule)が、受託者と受益者との間の情報格差がある状況の下で、受託者の行為を適正なものとし、受益者による責任追及を実効性あるものとする機能を果たすことが明らかとなった。

(3) 情報・機会・能力・時間といった、いわゆるソフトな資産について、一種の財産権を觀念し、その帰属という観点から、利用と保護とのバランスをとることを可能とする法理として、信認関係法理を検討することを通して、その意義と、妥当領域に限界があるという問題点が明らかとなった。

(4) わが国における、広い意味での立証責任についての議論状況を検討することを通して、これを適切に分配することによって当事者の情報開示を促す効果が得られるものの、柔軟性に欠ける制度であるという問題点が明らかとなった。

(5) 情報開発者の開発インセンティブに配慮する必要性がある一方で、必ずしも、財産的価値のある情報の開発に対するインセンティブという観点では基礎づけられないプライバシー保護や、診療情報の問題について、それとは異なる視点からの検討が必要であることが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 岩藤美智子、弁護士会照会ないし裁判所の調査嘱託を受けた金融機関の回答義務と義務違反の効果、潮見佳男他編、金融・消費者取引判例の分析と展開（金融・商事判

例増刊 1336号）、査読無、2010年、32-35。

- ② 岩藤美智子、<論文紹介>アメリカ合衆国において信託法が制定法化された理由 John H. Langbein, Why Did Trust Law Become Statute Law in the United States?, 58 ALA. L. REV. 1069-1082(2007)、アメリカ法 2008-2号、査読無、2009年、298-304。

- ③ 岩藤美智子、<文献紹介>岸本雄次郎著「信託制度と預り資産の倒産隔離」、信託法研究 33号、査読無、2008年、171-177。

- ④ 岩藤美智子、新しい信託法における受託者の忠実義務—受託者と受益者との情報の非対称性に着目して—、信託研究奨励金論集 28号、査読無、2007年、18-28。

- ⑤ 岩藤美智子、社会福祉法人の退任理事による後任理事選任の可否、民商 136 卷 1 号、査読無、2007年、82-95。

[図書] (計2件)

- ① 財団法人トラス 60『新信託法の理論分析』岩藤美智子、信託財産の破産手続における信託債権者による権利行使と受託者による「費用前払請求権」と「費用償還請求権」の行使、2010年（近刊予定）。

- ② 松本恒雄・潮見佳男編、信山社、『判例プラクティス民法 I 【総則・物権】』、2010年、岩藤美智子、項目 114、項目 121、項目 122

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩藤 美智子 (IWADO MICHIKO)
岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授
研究者番号：70324564